

退職を控えたモラハラ夫との熟年離婚

離婚

事案の概要

60代 女性 専業主婦

相談者は夫と30年以上夫婦生活を続けてきました。

夫は、亭主関白で、これまで家事全般について一切手伝ってくれたことはありませんでした。それどころか料理についても気に入らないものが出るとお酒を飲んで相談者を怒鳴り散らすこともしょっちゅうでしたが、これまでずっと相談者は耐えてきました。

しかし、夫が退職を間近に控え、このまま夫と昼夜生活を共にすることは我慢できないと考え、担当弁護士に相談することになりました。

解決結果

協議離婚の交渉では、相手方に弁護士がついておらず、担当弁護士が直接相手方と交渉することになりました。しかし相手方はお酒を飲んでいるためか感情的な話ばかりをするため話が前に進みませんでした。

やむなく担当弁護士は、家庭裁判所に**離婚調停**を申し立てたところ相手方にも弁護士が就任しました。

財産分与となるべき預貯金はめぼしいものはなく、相手方が退職に際して支給された退職金の半分以上を財産分与として支給してもらうよう交渉しました。

最終的には退職金の半額に近い**1000万円超の財産分与**を取得し、離婚調停が成立しました。

担当弁護士からひとこと

協議離婚の交渉の時点で、相手方は家を出て行きましたので、相談者にとってのストレスの大部分は解消されていました。

そこで、最悪離婚しなくてもいいということも頭に入れて、速やかに**婚姻費用（生活費）の分担調停**の申立を家庭裁判所に行いました。この申立により、適正額の生活費が夫から支払われることになりました。相談者は腰を落ち着かせて、適正な財産分与が給付されるよう交渉を続けることができました。